

返礼品提案書（様式2）「地場産品基準」記載例

第2号（市内で原材料の主要な部分が生産されたもの）

※製造・加工地の市内外を問わず、返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が市内で生産された原材料であること。

＜例：うなぎの蒲焼の場合＞

- ・原材料名：うなぎ
- ・生産地：西尾市
- ・全体に占める割合：88.9%（うなぎ400g、タレ等調味料50g）

※重量のほか、付加価値（原材料価格等）の割合の記載も可。

第3号（市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）

※実質的な変更を加える加工または製造に該当するかで判断する。保存のための乾燥・冷凍、単なる切断、単なる混合等は該当しない。また、企画立案を行っているという要素のみでは該当しない。

＜例1：菓子の場合＞

- ・工程：原材料の仕入れから梱包まで全工程を市内で行っている。

＜例2：革財布の場合＞

- ・工程：①市外で革をなめし、染色加工を行う
②市内で財布のデザイン、裁断した革を財布の形に縫製し、部分パーツをつける
③市内で検品、梱包を行う

※市内と市外の工程が混在する場合は、工程を全て記載する。

第6号（前各号に該当する返礼品に附帯するものとを合わせて提供するもので、当該返礼品の価値が提供するものの価値全体の7割以上であるもの）

※使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかで判断する。また、返礼品調達費用のうち、地場産品の費用が7割以上であること。

＜例1：市内で生産・加工された抹茶と市外で製造したまんじゅうのセットの場合＞

- ・地場産品名（該当する号数）：抹茶（第2号）
- ・附帯品名（生産地・製造地）：まんじゅう（製造地：安城市）
- ・調達費の内訳：地場産品（抹茶）2,000円、附帯品（まんじゅう）500円